

苦手意識はこれで解消！

答案形式で学ぶ 民訴・判例百選



Ⅲ 当事者・訴訟代理人

(1)当事者の確定

百選5 氏名冒用訴訟

大審院昭和10年10月28日第一民事部判決(民集14巻1785頁)

本件につき、Xの再審の訴え(338条)は認められるか、係る訴えにつきXが当事者適格を有するか問題となる。

この点につき、再審の訴えは、判決が確定したのちにその判決の効力を是認することができない欠缺がある場合に、具体的正義のため法的安定を犠牲にしても、これが取消を許容しようとする非常手段である。とすれば、再審の訴えの原告適格を有するのは、前訴判決の既判力を受ける者と解すべきである。

よって、本件では、Xが「確定判決」の「当事者」(115条1項1号)に当たる場合には、上記訴えにつき当事者適格を有することとなるが、いかなる基準を以て当事者を確定するか問題となる。

この点につき、当事者概念は、訴状送達や既判力の主観的範囲の基礎をなすものであるから、その確定にあつては基準が明確であることを要する。そこで、当事者の確定は訴状の記載を基準とすべきである。もっとも、その判断にあつては、結論の具体的妥当性を図る観点から、訴状の記載や準備書面から合理的な解釈がされることを要する。

本件では、前訴における被告はXとされているのみならず、前訴請求権はXのA社に対する株主としての義務履行請求権であるから、訴状の表示を全体としてみても、前訴の被告はXであるというべきである。

したがって、Xは前訴における「当事者」に当たるから、上記再審の訴えの原告適格を有する。

よって、Xの再審の訴えは認められる。

補足

※訴訟係属中に冒用の事実が明らかになった場合に処理は以下の通り。

すなわち、原告側の冒用の場合にあつては、原則として当該訴えは不適法却下となる。なぜなら、冒用者は被冒用者のために訴訟行為を行う何らの権限も有しないため、その訴訟係属についても有効にされたものといえないからである。もっとも、被冒用者が冒用者による訴訟行為を追認する場合には、例外的に訴え提起は遡及的に有効になると解される。なぜなら、係る場合には、かように解しても格別被冒用者の手続保障に係る利益を害しないからである。

他方、被告側の冒用にあつては、裁判長は訴訟指揮権(148条1項)に基づき、速やかに冒用者を訴訟から排除し、被冒用者を被告として訴訟手続きに関与させるべきである。そして、この場合にあつても、被冒用者の追認ある場合にはそれまでの訴訟行為も遡及的に有効となる。

百選 22 将来給付の訴え—大阪国際空港事件
最高裁昭和 56 年 12 月 16 日大法院判決(民集 35
巻 10 号 1369 頁)

本件につき、X の Y に対する将来発生する損害の賠償を
求める本訴は、将来給付の訴え(民訴 135 条)として適法か。

ここで、将来給付の訴えが適法といえるためには、訴求
債権が、広義の訴えの利益としての請求適格を満たすこと
を要する。

具体的には、①当該請求権の基礎となるべき事実関係及
び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに、
②当該請求権の成否、内容につき債務者に有利な将来の事
情の変動が予め明確に予測しうる事由に限られ、③その事
情の変動を請求異議の訴えにより立証する負担を債務者に
課しても不当とはいえない場合に請求適格が認められると
解される。

本件では、大阪空港の使用は以後も継続することとなる
から、将来にわたって現在生じている騒音等の権利侵害が
継続することが予測される(①)。

もっとも、X において生じる損害の有無、程度は、種々
の複雑多様な因子により定まるものであり、係る損害は利
益衡量上被害者において受忍限度を超えるものについて
のみ賠償の対象となるものであると解される。とすれば、未
だそのような損害が具体的に発生していない時点において、
将来の事情の変動を把握することは困難というべきである
から、本件につき②を満たさない。

これに伴って、係る不明確な損害の不発生を Y において
主張立証すべきとするのは酷というべきであり、③も満た
さない。

以上から、上記訴えは将来給付の訴えとしての請求適格
を欠き、不適法というべきである。

補足

※交通事故による損害賠償請求については、現在給付とし
て、将来に掛かる治療費等を一定の予測の下請求するもの
であるが、侵害行為自体は将来なされるものではないため、
本件のような請求とは区別される。

大阪地裁昭和 62 年 3 月 26 日判決(判時 1246 号
116 頁)

本件では、工場騒音による被害が既に発生しており、又
被告においてその対策がされないことが予想されるため、
将来にわたり係る権利侵害の継続が予想される(①)。

また、被告としては、単に防音対策を講ずることにより
上記権利侵害状態を解消するといえ、被告にとり有利な
将来の事情変動が明確に予測しうるといえる(②)。

さらにこのことから、事情の変動に係る主張立証の負担
を被告に課すとしても格別不当ではない(③)。

以上から、上記訴えは将来給付の訴えとしての請求適格
を有し、適法というべきである。

百選 80 一部請求後の残部請求(1)—明示された場合
最高裁判平成10年6月12日第二小法廷判決(民集52巻4号1147頁)

本件につき、XはYに対して、本件報酬請求権のうち前訴で請求した部分を除いた残部の請求をすることができるか、前訴既判力との関係で問題となる。

この点につき、既判力とは、確定判決に生ずる後訴に対する通用力であって、係る効力は、「主文の包含するもの」、すなわち、訴訟物について生ずるものである(客観的範囲)。したがって、前訴既判力が後訴において作用するのは、両訴訟の訴訟物が同一・先決・矛盾関係にある場合である。

そして、既判力の正当化根拠が、前訴における手続保障が果たされたことによる自己責任及び法的安定性の要請に求められることから、既判力が生じるのは、事実審の口頭弁論終結時における権利関係の判断についてであると解される。このことから、その時点以前においてなした主張については、既判力により遮断されることになる(遮断効)。

本件では、前訴と後訴の訴訟物は、ともに業務委託契約に基づく報酬請求権であるから、前訴の既判力は後訴にも及び、後訴において当事者は前訴と矛盾する主張をすることができないのが原則である(既判力の消極的効力)。

もっとも、同一の原因に基づき生じる権利であっても、訴訟物が分断されていると認められる場合にあっては、前訴と後訴とは別個の訴訟物となり、前訴既判力は後訴に及ばないことになる。なお、訴訟物の分断が認められる根拠は、訴訟外においては同一の権利について複数回に分けて請求することも可能である点、試験訴訟の必要性がある点に求められる。

そして、訴訟物の分断が認められるのは、相手方の不意打ち防止の観点から、前訴において当該請求が一部請求であることが明示され、又はこれと同視しうるような特段の事情がある場合であると解する。

本件では、前訴において、Xはその請求が上記報酬請求権の一部である旨明示してこれを請求していることから、前訴と後訴は別個の訴訟物を構成するというべきである。

したがって、前訴既判力は後訴に作用しないから、Xは前訴にかかわらず、上記残部の請求をなしうるのが原則である。

しかし、係る請求を常に認めると、実質的に前訴の蒸し返しとなる場合が生じうるため妥当でない。

そこで、前訴において、当事者が主要な争点として争い、裁判所がこれを審理して下した判断について後訴に対する通用力を認めるべきとする見解がある(争点効)。しかし、そのような効力につき法律上の根拠はなくその内容が不明確であり、又中間確認の訴えによっても同様の効力を望むことができるから、係る見解を採用する必要性は乏しいといわざるを得ない。

したがって、残部請求による不都合については、具体的事案に応じて、信義則(2条)により、その主張の当否を判断すべきである。

本件では、前訴訴訟物は、上記の通り本件報酬請求権の一部であるが、一部請求訴訟の審理においては、実質的のその全体について及んでいる。とすれば、一部請求を全部または一部棄却する旨の判決は、残部について請求しうる額が存しない旨の判断に他ならない。したがって、一部請求が全部又は一部棄却された原告が、改めて残部の請求をすることは、実質的に前訴の蒸し返しに当たるといべきである。そして、係る残部請求

は、前訴により紛争が解決されたという被告の合理的期待に反するものであり、又被告に二重の応訴の煩を強いるものである。

これらのことから、一部請求訴訟で敗訴した原告が残部の請求をすることは、特段の事情のない限り、信義則に反するものといべきである。

よって、本件では、係る特段事情の存在は認められないから、Xによる残部請求は、信義に反するものであり、不適法として却下すべきである。

補足

※特段事情の点について、最判平成20年7月10日判時2020号71頁参照。

かかる判例は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟におけるいわゆる特定一部請求に関するものである。

この判例は、①原告が費目を特定した主張をしていたこと、②一部請求部分が実質的な発生事由を異にする別種の損害費目であること、③これら損害費目を併せて一挙に請求することは原告に期待し難かったこと、④被告側も原告の主張した費目以外の損害が発生し、損害が拡大する可能性を認識していたことを理由とし、明示されていたものと解釈するべきであるとされた。これは、前訴で明示が要求できない原告の救済の必要性から、具体的状況のもとで、残部請求への応訴を被告に甘受させても不合理ないし不公平ではないかという判断をしているものと思われる。